

## 令和8年3月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和8年3月10日（火） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、  
榮恵、福永哲夫、松本誠一、松本一幸、  
中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、森嶋秀利、  
田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、

農業委員欠席者：齊藤進、金澤清二

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、鳥栖萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、渡辺真由美委員、松永雄治委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 24 号 農地法第 18 条の合意解約について
- (2) 報告第 25 号 農地法第 3 条の届出について
- (3) 報告第 26 号 農地法第 5 条の届出について
- (4) 議案第 45 号 農地法第 3 条の許可申請について
- (5) 議案第 46 号 農地法第 5 条の許可申請について
- (6) 議案第 47 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (7) 議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (8) 議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（再配分）について
- (9) 議案第 50 号 春の農作業基準賃金の設定について
- (10) 議案第 51 号 農地法第 52 条の情報提供について
- (11) 議案第 52 号 地籍調査における農地の地目変更について

5. そ の 他

6. 閉 会

#### ○報告第 24 号 農地法第 18 条の合意解約について

(議 長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第 24 号農地法第 18 条の規定による通知が 2 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 1 ページになります。報告第 24 号農地法第 18 条第 6 項による届出を 2 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

続きまして、資料は 2 ページになります。届出番号 2 番です。所在は上仲間及び下仲間地区。農振農用地の田が 3 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約に切り替えるための合意解約となっております。解約申入日等については、記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第 25 号 農地法第 3 条の届出について

(議 長) 続きまして、報告第 25 号農地法第 3 条の規定による届出が 1 件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 3 ページになります。報告第 25 号農地法第 3 条の規定による届出を 1 件ご報告いたします。

届出番号 1 番です。所在は上島地区。地目については田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告のありました 1 件は、相続による所有権の移転にな

りますので、報告で終わらせていただきます。

#### ○報告第 26 号 農地法第 5 条の届出について

(議 長) 続きまして、報告第 26 号農地法第 5 条の規定による届出が 1 件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 4 ページになります。届出番号 1 番です。所在は鯉地区。農振地域外の畑が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。転用事由につきましては宅地分譲となっております。5 ページに位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

#### ○議案第 45 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、報告第 45 号農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 6 ページになります。申請番号 1 番です。有償による所有権移転の案件です。所在は北甘木地区。農振地域外の畑が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡人と受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。7 ページに申請地の位置図、8 ページに現地の写真を載せております。9 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われま。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 続きまして、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は10ページになります。申請番号2番です。有償による所有権移転の案件です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡人と受人については記載のとおりです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載のとおりです。11ページに申請地の位置図、12ページに現地の写真を載せております。13ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目にNOと判断されていますので、問題ないと思われまます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第46号 農地法第5条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請が1件ございます。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は14ページになります。申請番号1番です。所在は犬淵地区。農振地域内農用地区域外の畑が3筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は宅地拡張となります。15ページに位置図、16ページに排水計画図を載せております。雨水については自然浸透による地下浸透となります。17ページをご覧ください。

始末書をご提出いただいております。一読いたします。…18 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) 続きまして、地元委員であります松本誠一委員から報告をお願いします。

(松本委員) 2月25日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われま

す。申請地は、宅地の進入路及び駐車場として使用、一部物置が設置されており、今回、追認案件として申請されております。

宅地拡張ということですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議 長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は19ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第2種農地であり、目的については宅地拡張になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、農地以外の土地の利用見込みも確実、また、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

## ○議案第47号 農用地利用集積等促進計画(売買)について

(議 長) 続きまして、議案第 47 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 5 件ございます。まず、申請番号 1 番から 5 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願い致します。それでは事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 20 ページになります。議案第 47 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 5 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。21 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 22 ページになります。申請番号 2 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。23 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

続きまして、資料は 24 ページになります。申請番号 3 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。25 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 26 ページになります。申請番号 4 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。27 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 28 ページになります。申請番号 5 番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。29 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、5 件の案件については、承認・可決といたします。

○議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

（議 長）続きまして、議案第 48 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 14 件ございます。

全ての案件につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。

それでは事務局から説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は 30 ページからになります。議案第 48 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 14 件ございます。本件は、筆数で 39 筆であり、その明細は 31 ページのとおりです。これらを、申請番号ごとに集計したものが、別紙の「申請番号別集計一覧表」になります。なお、件数は、受け人、権利種別ごとに付番されているため、14 件となっております。

それでは、「申請番号別集計一覧表」をご覧ください。こちらは、申請番号順となっております。左から、申請番号、受け人、所在、筆数、合計面積、権利種別、渡し人との契約期間の順に記載しております。契約年数については、所有者・機構間では 10 年又は 5 年、機構・受け手間ではいずれも 5 年となっておりますので、契約の始期は令和 8 年 4 月 1 日、終期は令和 13 年 3 月 31 日となり、公告予定日は令和 8 年 3 月 27 日です。転貸人は熊本県農業公社となります。位置図は、省略させていただいております。なお、筆ごとの渡し人、面積、権利種別等については、31 ページをご参照ください。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

（議 長）ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委 員）（委員全員挙手）

（議 長）挙手の結果、14 件の案件については、承認・可決といたします。

○議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画（再配分）について

（議 長）続きまして、議案第 49 号農用地利用集積等促進計画（再配分）の承認申請が 1 件ございます。申請番号 1 番になりますが、山内委員の案件になりますので、山内委員の退席をお願いします。

それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 32 ページになります。議案第 49 号農用地利用集積等促進計画(再配分)の承認申請が 1 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。形態は使用貸借権の再配分。期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日となっております。33 ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、承認・可決といたします。

山内委員の入室を許可します。

山内委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

#### ○議案第 50 号 秋の農作業基準賃金の設定について

(議長) 続きまして、議案第 50 号令和 8 年度春の農作業基準賃金の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 34 ページからになります。本件は、農業者への情報提供ということで、農作業賃金情報をお諮りしておりますが、今月は令和 8 年度春の農作業基準賃金についてご審議いただきます。

35 ページををご覧ください。右側が令和 8 年度の春の農作業基準賃金になりますが、空欄にしております。

参考として、左側に令和 7 年度春の基準賃金を載せておりますので、昨年と比較して変更した方がよい作業賃金があれば、ご意見をいただきたいと思っております。

ちなみに昨年度は、黄色のマーカールをしております一般作業の日当が令和 6 年度から 500 円 up の 7,700 円に、大豆中耕培土(溝上げ土入れ)が 500 円 up の 2,500 円に変更しました。それ以外の賃料は据え置きとなっております。

令和 8 年度の一般作業の日当についてですが、令和 8 年 1 月 1 日から熊本県の最低賃金が 1,034 円になったことに伴い、1 日 8 時間で計算すると、最低でも 8,272 円が必要になります。

嘉島町では、各生産組合やかしま広域農場で実施している基準単価等もございますが、あくまで個人間での農作業委託の目安ということで各町で設定して公表することになっておりますので、ご検討のほどよろしく申し上げます。

(議長) ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はございませんか。先ほど事務局の説明でありましたが、最低賃金が上がっておりますので、一般作業は改定が必要と思います。8,300円か、きり良く8,500円か。

(中津委員) 8,300円で良いと思います。

(山内委員) 私も8,300円で良いと思います。

(議長) ほかの作業賃金についてはいかがでしょうか。それでは、一般作業については、8,300円、それ以外については、昨年度と同額ということで、設定してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

#### ○議案第51号 農地法第52条の情報提供について

(議長) 続きまして、議案第51号農地法第52条の情報提供について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい、資料は37ページになります。農地の賃借料の情報提供については、平成21年度の農地法の改正により、標準小作料が廃止されたことに伴い、農用地利用集積計画により契約されている賃借料については、当事者間で定める必要がある為、実勢価格としての賃借料情報を提供する必要があります。37ページの資料には令和7年1月から12月までの平均額を記載しております。田の平均額が13,067円、畑の平均額が10,354円、物納の平均が45kgとなっております。

なお、「春の農作業基準賃金」と「農地の賃借料情報」については、農家小組合回覧のほか、ホームページ又は広報紙にて周知予定としております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

これについては、事務局から説明がありましたように、農地法に基づき嘉島町で締結された賃貸借の情報を収集して公表するようになっておりますので、実績に基づいた情報を周知することになります。よろしく申し上げます。

それでは、議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

#### ○議案第 52 号 地籍調査における農地の地目変更について

(議 長) 続きまして、議案第 52 号地籍調査における農地の地目変更について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 38 ページから 40 ページになります。38 ページが表紙、39 ページが一覧表です。一覧表をご覧ください。今回、地籍調査による地目変更について 2 筆上がっております。今回も前回と同様に、公衆用道路の設置など公共事業を実施した箇所の地目変更と、現況に応じた変更であることを事務局で事前に現地調査を行い確認をしております。一覧表のとおり特段問題となる箇所は無かったと判断しております。40 ページに現地の写真を載せておりますので、ご確認いただければと思います。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) なければ、地目変更については、支障なしで嘉島町に対して回答してもよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委 員) (委員全員挙手)

- (議 長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。  
本日提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。
- (議 長) 次回の農業委員会は4月10日、火曜日の9時予定です。  
それでは、これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和8年3月10日

会長 下 田 司

委員 渡 辺 真 由 美

委員 松 永 雄 治